

第38期定時株主総会における 議決権の代理行使についてのお願い

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、誠にありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、弊社は第38期定時株主総会を別添の「第38期定時株主総会招集ご通知」に記載のとおり、平成25年6月26日(水曜日)に開催する予定としており、本日以下に記載の同封書類をご送付申し上げます。

つきましては、当日ご出席願えない場合には、本書次頁の「議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類」および同封の「第38期定時株主総会招集ご通知」44頁から62頁(株主総会参考書類)をご検討いただきまして、同封の議決権行使に関する委任状用紙にご押印(三文判も可)またはサインされ、議決権行使書用紙*とともに返信用封筒にてご返送くださいますようお願い申し上げます。

※委任状用紙といっしょに議決権行使書用紙をご返送いただく場合には、議決権行使書用紙は、株主様ご本人の確認書類として使用いたしますので、賛否のご記入は不要です。

また、議決権行使書のみをご返送いただく場合には議決権行使書用紙に賛否をご記入いただき、返信用封筒に同封のうえご返送いただくか、議決権行使書面に情報保護シールを貼付のうえ、そのままご投函いただくことができます。

なお、本委任状の勧誘は、金融商品取引法第194条、金融商品取引法施行令第36条の2、および「上場株式の議決権の代理行使の勧誘に関する内閣府令」にもとづくものであります。

敬具

【同封書類】

1. 第38期定時株主総会招集ご通知
2. 議決権行使書
3. 情報保護シール
4. 委任状
5. 返信用封筒
6. 株主の皆様へ～当社第38期定時株主総会における議決権行使のお願い～

議決権行使書

委任状

ごあいさつ

当社グループは、平成25年3月期において、営業利益の黒字化及び2期連続当期純利益の黒字化を達成いたしました。現在、子会社である伊豆シャボテン公園グループの年間入園者数200万人達成を目標に、中長期的な見地からの企業価値の最大化、株主価値の最大化を成し遂げるため、より一層の全社的な改革・改善に取り組んでおります。

株主の皆様をはじめ、多くの皆様からの温かいご支援により、今回、経営再建の第一歩を踏み出すことができました。

この度の株主総会では、株主様からの議案も提出されておりますが、今後も、社員一同が総力をあげ、全社一丸となり、経営に取り組む所存でございますので、株主の皆様におかれましては、引き続きソーシャル・エコロジー・プロジェクトグループに対するご支援を宜しくお願い申し上げます。



レジャー事業における、伊豆シャボテン公園の様子



自然にやさしい、人にやさしい

議決権の代理行使の勧誘に関する参考書類

1. 株主総会の目的事項

(1) 報告事項

- 第38期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類の内容報告並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第38期（平成24年4月1日から平成25年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

(2) 決議事項

【会社提案】 第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役4名選任の件

【株主提案】 第3号議案 取締役4名選任の件
第4号議案 監査役1名解任の件
第5号議案 監査役2名選任の件

2. 議決権の代理行使の勧誘者

ソーシャル・エコロジー・プロジェクト株式会社
代表取締役社長 小松裕介

3. 議案に関する事項

【会社提案】 第1号議案 取締役7名選任の件

本議案に関しましては、招集ご通知44頁から48頁の参考書類に記載のとおりであります。

第2号議案 監査役4名選任の件

本議案に関しましては、招集ご通知49頁から51頁の参考書類に記載のとおりであります。

【株主提案】 第3号議案 取締役4名選任の件

本議案に関しましては、招集ご通知52頁から59頁の参考書類に記載のとおりであります。

なお、招集ご通知56頁から59頁に記載のとおり、当社取締役会としては本議案に反対いたします。

第4号議案 監査役1名解任の件

本議案に関しましては、招集ご通知60頁の参考書類に記載のとおりであります。

なお、招集ご通知60頁に記載のとおり、当社取締役会としては本議案に反対いたします。

第5号議案 監査役2名選任の件

本議案に関しましては、招集ご通知61頁の参考書類に記載のとおりであります。

なお、招集ご通知61頁に記載のとおり、当社取締役会としては本議案に反対いたします。

以上

委任状記載要領

当社の提案する各議案にご賛成いただける場合、下記の記載例に従い、委任状に必要事項をご記載のうえ、**議決権行使書用紙とともに同封の返信用封筒にてご返送くださいますよう**よろしくお願ひ申し上げます。

委任状

3 シヤル・エコロジー・プロジェクト株式会社 御中

私は、を代理人と定め、私が権利行使できる会議決権につき、以下の事項を委任します。

1. 平成25年8月28日開催の貴社第38期定時株主総会（継続会または基会の場合を含む）に出席して、右記の各議案につき私の指示（○印で表示）に従って議決権を行使すること。ただし、各議案につき賛否の表示をしていない場合、原案につき修正案が提出された場合および議事進行その他株主総会の手続等に関連する動議（株主提案と会社提案の審議および採決の順序、原案の議決の認り方等を含む）が提出された場合は、いずれも白紙委任します。

平成25年 月 日

2

株主番号

会社提案	
議案	賛否
第1号議案	賛 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
第2号議案	賛 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>

株主提案	
議案	原案に対する賛否
第3号議案	賛 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
第4号議案	賛 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>
第5号議案	賛 <input type="checkbox"/> 否 <input type="checkbox"/>

5

1 委任状をご作成いただいた日付をご記載ください。

4 第1号議案および第2号議案の「賛」の欄に○印をご記入ください。

2 委任状にご押印（三文判も可）またはサインをください。

5 第3号議案から第5号議案の「否」の欄に○印をご記入ください。

3 空欄のままご返送ください。



議決権行使書用紙 とともに同封の 返信用封筒 にてご返送ください。

委任状に関する

Q&A

本書は、当社の第38期定時株主総会（以下「本総会」といいます。）における議決権の代理行使を勧誘するにあたり、株主の皆様へ委任状の記載・提出方法等についてわかりやすくご説明するものです。下記をご参照のうえ、当社の提案する議案にご賛成いただける場合、委任状をご提出くださいますよう何卒よろしくお願ひ申し上げます。

Q1 委任状とは何ですか？また、議決権行使書とは何ですか？

A 委任状とは、株主様が株主総会における議決権の行使を他の者に代理させる際に当社にご提出いただく代理権を証明する書面です。これに対し、議決権行使書とは、株主総会に出席しない株主様が書面によって議決権を行使する際に当社にご提出いただく議決権を行使するための書面です。

Q2 委任状と議決権行使書のどちらを提出したらよいのですか？

A 議決権行使書と委任状のいずれによっても、議決権を行使または代理行使することができます。但し、当社といたしましては、本総会において適切な議事の運営を可能とし、当社の提案する議案（以下「当社提案」といいます。）が承認されることをより確実なものとするため、委任状をご提出していただきたいと考えております。委任状の記載方法の詳細は、下記Q5および上記「委任状記載要領」をご参照ください。

Q3 既に議決権行使書を提出してしまったのですが、どうしたらよいのですか？

A 既に議決権行使書をご提出いただいている場合でも、委任状をご提出いただくことができます。なお、当社といたしましては、本総会において適切な議事の運営を可能とし、当社提案が承認されることをより確実なものとするため、委任状をご提出していただきたいと考えておりますので、お手数ではございますが、あらためて委任状をご提出くださいますようお願い申し上げます。委任状の記載方法の詳細は、下記Q5および上記「委任状記載要領」をご参照ください。

Q4 会社提案に賛成するにはどうしたらよいですか？

A 当社提案にご賛成いただける場合、①株主総会に出席して議決権行使をしていただく方法、②同封の議決権行使書用紙における当社提案の各議案（第1号議案および第2号議案）の「賛」の欄に○印を、株主提案の議案（第3号議案から第5号議案）の「否」の欄に○印を、それぞれ記入して提出していただく方法、③同封の委任状を下記Q5においてご説明するとおりに記載したうえで提出していただく方法をご参照のうえ議決権を行使していただく方法のいずれかを選択していただくことができます。当社といたしましては、当社提案が承認されることをより確実なものとするため、③の方法により同封の委任状に必要事項を記載のうえ、おなじく同封の議決権行使書用紙とともにご提出いただきたいと考えております。委任状の記載方法の詳細は、下記Q5および前頁の「委任状記載要領」をご参照ください。

Q5 会社提案に賛成する場合、委任状にどのように記入すればよいのですか？

A 当社提案にご賛成いただける場合には、委任状の第1号議案および第2号議案の「賛」の欄に○印を、第3号議案から第5号議案の「否」の欄に○印を、それぞれご記入ください。なお、委任状の押印欄にご押印（三文判も可）またはサインいただいたうえで、第1号議案から第5号議案の賛否の欄には何も記入しないままご返送いただくことによっても、当社提案に賛成の議決権を行使していただけます。委任状の記載方法の詳細は、前頁の「委任状記載要領」をご参照ください。

Q6 委任状を提出する場合、何を一緒に提出すればよいのですか？

A 委任状をご提出いただく場合には、必要事項を記載した委任状に加えて、同封の「議決権行使書用紙」を、返信用封筒にてご返送ください。「議決権行使書用紙」は、株主様ご本人の確認書類として使用いたしますので、何も記載いただく必要はございませんが、必ず原本をご返送くださいますようお願い申し上げます。写し等原本以外のものは受け付けることはできませんのでご注意ください。

Q7 議決権行使書用紙が手元にない場合、委任状と一緒に何を提出すればよいのですか？

A 委任状をご提出いただく場合において、既に議決権行使書用紙を提出した場合、あるいは、紛失等により議決権行使書用紙をお手元にお持ちでない場合は、議決権行使書用紙に代えて、委任状に押印された印鑑の印鑑証明書またはパスポート、運転免許証もしくは各種健康保険証の写しその他の株主様本人を確認できる資料を同封してご返送ください。株主様ご本人の確認資料についてご不明な点がございましたら、本書末尾に記載の「ご連絡先」までお問い合わせください。

Q8 他の株主からも委任状が届いていますが、どれを提出したらよいのですか？

A 当社提案にご賛成いただける場合、同封の委任状を当社にご提出いただき、他の株主様から送付された委任状については、当社および当該株主様にご返送されないようお願い申し上げます。当社といたしましては、本総会において当社提案につき株主の皆様からご承認いただけた場合には、企業価値・株主利益の最大化に邁進していく所存ですので、当社提案にご賛同くださいますようお願い申し上げます。

Q9 既に他の株主に対して委任状を提出してしまったのですが、どうしたらよいのですか？

A 既に他の株主様に対して委任状をご提出されている場合でも、当社に対して委任状をご提出いただくことができます。当社提案にご賛成いただける場合（他の株主様に対する委任状を提出した後に、お考えを変更されて当社提案に賛成していただける場合を含みます。）には、同封の委任状を議決権行使書用紙とともにご返送くださいますようお願い申し上げます。当社に対して委任状をご提出いただくことにより、既にご提出された委任状による委任は取り消され、当社に後日提出していただいた委任状を有効なものとして取り扱わせていただきます。なお、この場合の同封資料については、上記Q7をご参照ください。

Q10 当社に対して議決権行使書を提出したのですが、他の株主に対しても委任状を提出してしまいました。私の議決権はどうなりますか？

A 当社に提出していただいた議決権行使書は無効となり、他の株主様に対する委任状が有効として取り扱われる可能性があります。当社提案にご賛成いただける場合には、大変恐縮ですが、あらためて当社に対して委任状をご提出くださいますようお願い申し上げます。お手数ではございますが、同封の委任状に必要事項を記載のうえ、ご返送ください。なお、この場合の同封資料については、上記Q7をご参照ください。